

★非上場株式の評価に関する評価通達6項の適用事件 その2

OSA通信149号で、非上場株式の相続税評価を巡り、評価通達6項の適用に関する納税者敗訴事例をご案内しました。今回は令和7年6月19日の高裁判決事件から、課税庁の評価通達6項適用に対し請求人（納税者）の主張が認められなかった別の事件をご案内します。なお納税者はこの判決後に上告しており、本記事執筆中は判決が確定していないことにご留意ください。（塚越康仁）

◎事件の概要

平成25年8月、被相続人は、納税者（被相続人の実子）が代表取締役を務める非上場会社（X社）に、第三者割当増資資金（約36億円、3,976円/1株）を払込みました。X社は払込み資金で証券投資信託等を取得し、生命保険契約を締結しました。増資前のX社は、株式の評価上「株式保有特定会社」に該当していましたが、本件一連の行為により、原則的評価方式（小会社）により評価することになりました。

平成25年10月に被相続人の相続が開始し、評価通達の定めに従いX社株式を1,853円/1株（原則的評価）と評価して相続人は相続税申告を行いました。申告後に行われた税務調査で、課税庁は評価通達6項を適用し、外部監査法人の算定した3,488円/1株での修正申告を求めました。納税者は本件調査を受け、2,263円/1株（S1+S2方式）で修正申告をしましたが、課税庁は3,443円/1株（純資産価額方式）で評価すべきとして更正処分を行いました。本事件は国税不服審判所の審査を経て、東京地裁では納税者勝訴となりましたが、東京高裁では納税者の主張は棄却され、令和7年11月現在上告中となっています。

H25.7月	H25.8.9	H25.10月	H28.7.7	H29.6.19	H29.8月	H30.9.7
①専門機関による 株式評価 (3,976円)	②第三者割当 増資・配当決議 (3,976円)	③被相続人 相続開始 (1,853円)	④課税庁による 税務調査 (3,488円)	⑤納税者 修正申告 (2,263円)	⑥納税者 X社に株式譲渡 (3,736円)	⑦課税庁による 更正処分 (3,443円)

※()内の金額はX社1株当たり株価

◎課税庁と請求人の主張の比較（論点の要約）

	課税庁	納税者
① 更正処分価格の妥当性	課税庁の示した評価額は、納税者と会社間での払込価額や売買価額をいずれも下回っており、時価を上回らない。	外部監査法人が評価した評価額は、相続開始前の株式保有割合を前提としており、相続開始時の時価を表していない。
② 相続税の軽減が租税負担の公平に反するか	本件各行為が行われたことによって、請求人の相続税負担が著しく軽減され、租税負担の実質的な公平を著しく害する	本件各行為による相続税の軽減割合は5割未満(48.1%)であり、租税負担の著しい軽減があるとはいえない。
③ 税負担軽減の意図の有無	納税者は、相続開始の2か月前に証券会社との間で相続税軽減を目的とした相談を行っており、本件各行為を計画している。	本件各行為は会社の経営支配権の維持と流動性の高い資産運用が目的であり、相続税の軽減が主な目的ではない。

◎論点に対する国税不服審判所及び各裁判所の判断

	国税不服審判所	東京地裁	東京高裁
① 更正処分価格の妥当性	増資時の株式払込金額に近似しているので妥当	財産評価基本通達によるべきであり、価格に妥当性はない	交換価値(=時価)を上回らず、評価の原則に違反しないので妥当
② 相続税の軽減が租税負担の公平に反するか	税負担が大きく軽減し、他の納税者との関係で租税負担の公平を著しく害する	著しい軽減とはいせず、租税負担の公平に反するとはいえない	税負担額や割合は、総合的に考慮して著しく軽減されており、他の納税者との関係で租税負担の公平を著しく害する
③ 税負担軽減の意図の有無	税負担の軽減が主目的	税負担軽減は評価方法の選択適用に起因	本件各行為による税負担軽減を期待していたことは明らか
④ 判断・判示	納税者敗訴	納税者勝訴	納税者敗訴

◎まとめ

本事件のような形式的要件を満たすことのみを目的とする相続税対策は、課税庁から指摘されるリスクがあり、実行段階で余計なコストがかかることも考えられるため、より慎重な判断が求められます。